



日本通信株式会社

代表取締役社長 福田 尚久 殿

電 委 第 3 号

令和2年2月6日

電気通信紛争処理委員会

委員長 田 村 幸

諮問第11号事案に係る意見提出についての依頼

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第39条において準用する同法第35条第3項の規定に基づき日本通信株式会社から申請のあった卸電気通信役務の提供に係る裁定の諮問）された裁定案につきまして、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成13年11月30日電気通信事業紛争処理委員会決定第1号）第11条第1項の規定に基づき、書面により意見を聴取します。

つきましては、別添事項について、令和2年2月17日（月）までに書面により当委員会に提出願います。

なお、当該裁定案について、質問がある場合は、令和2年2月10日（月）までに当委員会に提出願います。

(別添)

日本通信株式会社に対する質問事項

令和2年2月4日付け諮問第11号をもって総務大臣から諮問された裁定案（以下「裁定案」という。）について、以下の質問事項に回答願います。

なお、回答にあたっては、必要に応じて、以下の留意事項のとおり貴社あてに開示される情報を参照願います。

(質問事項)

問 裁定案について、御意見があれば、項目別に理由及び証拠とともに、回答願います。

(留意事項)

- ・電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第3条の規定に基づく総務大臣あて質問事項に対する回答提出の依頼（令和2年2月6日）は別紙のとおりです。総務大臣から提出された回答は、おって貴社に開示します。
- ・令和2年2月10日（月）までに提出された貴社からの裁定案に対する質問（以下「貴社からの質問」という。）については、総務大臣あてに回答を求めることとします。総務大臣から提出された回答は、おって貴社に開示します。
- ・貴社からの質問については、株式会社NTTドコモに対し開示します。同社に対し、非開示を希望する部分があれば、当該部分をその理由とともに明示願います。

(以上)